

# 標準仕様書案の修正内容・検討事項について

令和7年8月18日

# 1. WTの検討内容(第1.1版改版)

○ 事務局で想定している当WTで検討する第1.1版に向けた検討内容は以下となります。

#	検討の論点	主な検討内容	見直しの契機	公開方法	公表時期	関連箇所
1	電子カルテ情報共有サービスに伴う対応	電子カルテ情報共有サービスの本稼働に伴う標準仕様書への影響を検討します。	制度改正	第1.1版	R8年1月	2頁～13頁
2	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う様式変更への対応	特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.2版)での受診券等の様式変更に伴う標準仕様書への影響を検討します。	制度改正			14頁
3	データ要件・連携要件標準仕様書との整合に伴う対応	データ要件・連携要件標準仕様書との整合に伴う対応について検討します。	その他			15頁
4	その他、事務局で検知した内容	その他、事務局で検知した内容について検討します。	その他			16頁～17頁

# #1. 電子カルテ情報共有サービスに伴う対応①

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	標準仕様書作成における前提	電子カルテ情報共有サービスに関する標準仕様書本紙への記載内容について	標準仕様書作成における前提として電子カルテ情報共有サービスの内容を記載。また利用は任意であることから、原則標準オプション機能として定義している旨を記載。

## ■仕様書修正イメージ

### (1) 標準仕様書作成における前提（関係府省での推進要件）

関係府省で推進している以下の内容を加味した機能・帳票要件とする。↵

表3-2 標準仕様作成における前提↵

観点↵	内容↵
番号法↵	地方自治体が中間サーバへ登録するためのデータ標準レイアウト↵
デジタル3原則に基づくBPRを推進する観点↵	支援措置対象者に係る抑止情報の利用↵ 公的給付支給等口座の登録制度↵ ※特定健診等システムの機能・帳票要件においては、公的給付支給等口座を使用する運用がないことから、現状要件を定めていない。↵ AI、RPA等の最新技術の活用↵
業務要件↵	・特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準↵ ・特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き↵ ・標準的な健診・保健指導プログラム↵ ・特定健診・特定保健指導の電子的なデータ標準様式↵
<u>電子カルテ情報共有サービス</u> ↵	<u>電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報の利用</u> ↵ <u>※利用は任意であることから、原則標準オプション機能として定義。</u> ↵

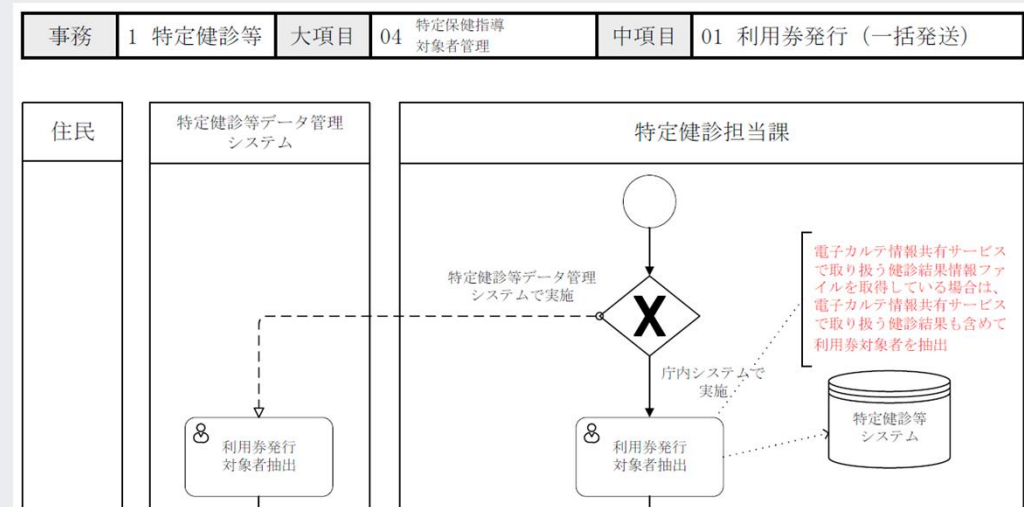
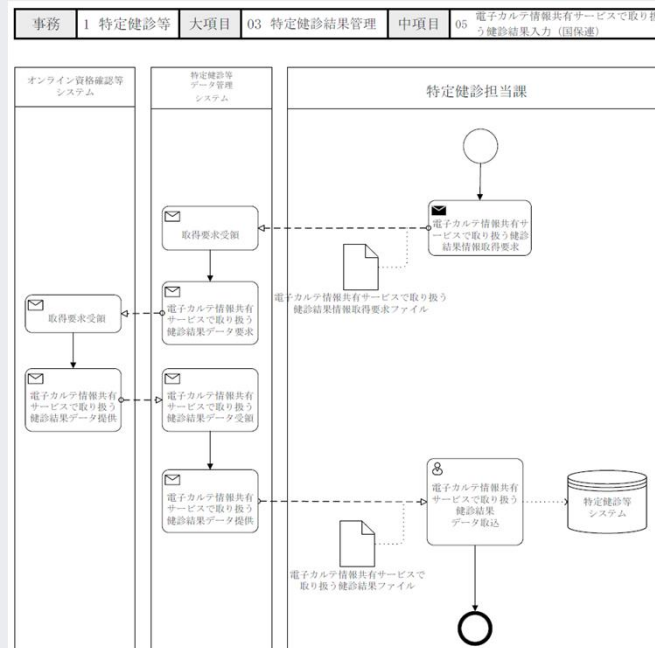
## ■修正対象箇所

- 特定健診等システム標準仕様書【第1.1版】案

# #1. 電子カルテ情報共有サービスに伴う対応②

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
2	業務フロー	電子カルテ情報共有サービスを考慮した業務フローについて	<p>特定健診、および後期高齢者健診については、電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報を取得する業務フローを新規作成。</p> <p>特定保健指導については、利用券対象者に電子カルテ情報共有サービスで取り扱う実施情報を考慮する旨を追記。</p>

## ■仕様書修正イメージ(一部抜粋)



## ■修正対象箇所

### ○(別紙1)業務フロー

- ・03.【特定健診】健診情報管理： 05.電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果入力(国保連)
- ・04.【特定保健指導】対象者管理： 01.利用券発行(一括発送)、03.利用券発行(データ提供)、04.利用券発行(データ取込)
- ・07.【後期高齢者健診】健診情報管理： 05.電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果入力(国保連)

# #1. 電子カルテ情報共有サービスに伴う対応③

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
3	サブユニット対応	電子カルテ情報共有サービスに伴う、サブユニット間のデータ連携への影響について	サブユニット間の連携について、電子カルテ情報共有サービスで取り扱う特定健診情報の連携を、標準オプション機能として定義。

## ■仕様書修正イメージ(一部抜粋)

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目種別)	機能ID	機能要件	実装区分				要件の考え方・理由
						特定健診等システム	特定健診	特定保健指導	後期高齢者健	
1. 特定健診等共通	1.1. 他システム連携			0400252	特定保健指導サブユニットに電子カルテ情報共有サービスで取り扱う特定健診情報を提供する。 ※1 連携頻度は日次・月次とする ※2 住在外者の特定健診情報も連携できること。 【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_03.【特定健診】健診情報管理」[電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報]参照	○	○	×	×	特定保健指導をサブユニットとした場合の要件である。 機能ID0400254を実装している場合の要件である。
1. 特定健診等共通	1.1. 他システム連携			0400253	特定健診等システム及び特定健診サブユニットに電子カルテ情報共有サービスで取り扱う特定健診情報を照会する。 ※1 連携頻度は日次・月次とする ※2 住在外者の特定健診情報も連携できること。 【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_03.【特定健診】健診情報管理」[電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報]参照	×	×	○	×	特定保健指導をサブユニットとした場合の要件である。 機能ID0400266を実装している場合の要件である。

## ■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

・01. 特定健診等共通: 機能ID0400252、0400253

# #1. 電子カルテ情報共有サービスに伴う対応④

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
4	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う情報の管理	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う情報の管理について	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報、および利用券情報を管理する機能を標準オプション機能として定義。

## ■仕様書修正イメージ(一部抜粋)

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
						特定健診システム	特定健診	
3.【特定健診】健診情報管理	3.1.健診結果管理機能			0400254	住民を指定して特定健診結果情報を管理(登録・更新・削除・照会)できること。  ※1 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報を管理できること  【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_03.【特定健診】健診情報管理」[電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報]参照	○	○	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報を管理する場合の要件である。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
						特定健診システム	特定保健指導	
4.【特定保健指導】対象者管理	4.2.利用券情報管理機能			0400266	住民ごとに利用券情報を管理(登録・更新・削除・照会)できること。  ※1 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果に基づく利用券情報を管理できること。  【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_04.【特定保健指導】対象者管理」[電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果に基づく利用券情報]参照	○	○	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果に基づく利用券情報を管理する場合の要件である。

## ■修正対象箇所

### ○(別紙2-1)機能・帳票要件

- ・03.【特定健診】健診情報管理： 機能ID0400254
- ・04.【特定保健指導】対象者管理： 機能ID0400266
- ・07.【後期高齢者健診】健診情報管理： 機能ID0400285

# #1. 電子カルテ情報共有サービスに伴う対応⑤

N O	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
5	整合性チェック	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う情報の管理における整合性チェックについて	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報、および利用券情報を踏まえた整合性チェックについて、既存の整合性チェックと同等の機能を標準オプション機能として定義。

## ■仕様書修正イメージ(一部抜粋)

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
						特定健診システム	特定健診	
3.【特定健診】健診情報管理	3.1.健診結果管理機能			0400255	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果データ登録時、年度内重複受診の場合は整合性チェック(エラー・アラート)ができること。	○	○	機能ID0400254を実装している場合の要件である。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
						特定健診システム	特定保健指導	
4.【特定保健指導】対象者管理	4.2.利用券情報管理機能			0400268	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果に基づく利用券情報登録時、資格情報のチェックを行い、資格情報が不正の場合は整合性チェック(エラー・アラート)ができること。	○	○	機能ID0400253、または機能ID0400254を実装している場合の要件である。 機能ID0400266を実装している場合の要件である。

## ■修正対象箇所

### ○(別紙2-1)機能・帳票要件

- ・03.【特定健診】健診情報管理： 機能ID0400255、0400256、0400257、0400258
- ・04.【特定保健指導】対象者管理： 機能ID0400268、0400269、0400270、0400271、0400272、0400273、0400274、0400275
- ・07.【後期高齢者健診】健診情報管理： 機能ID0400286、0400287、0400288

# #1. 電子カルテ情報共有サービスに伴う対応⑥

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
6	特定健診等データ管理システムとの連携	電子カルテ情報共有サービスに関する特定健診等データ管理システムとのデータ連携について	<p>健診実施情報および利用券情報として、以下のインターフェースを取り込む機能を標準オプション機能として定義。</p> <p>FKHB141: 特定健診結果等情報(電子カルテ特定健診(横展開))ファイル            FKHB142: 特定健診結果等情報(電子カルテ事業主健診(横展開))ファイル            TKHC011、TKHC012、TKHC013、TKHC014、TKHC015、TKHC016、TKHC017、TKHC018: 利用券発行対象者抽出ファイル(電子カルテ)</p>

## ■仕様書修正イメージ(一部抜粋)

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
						特定健診システム	特定健診	
3.【特定健診】健診情報管理	3.1.健診結果管理機能			0400259	特定健診等データ管理システムから取得した電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果情報ファイル(OSV)を一括して取り込みできること。  ※1 登録時にはデータ登録時チェックに関する機能要件を実施し、エラー内容はリストとして出力できること ※2 エラーリスト、及びエラー内容は保存でき呼び出すことができること  <以下特定健診等データ管理システムインターフェース> FKHB141: 特定健診結果等情報(電子カルテ特定健診(横展開))ファイル FKHB142: 特定健診結果等情報(電子カルテ事業主健診(横展開))ファイル	○	○	機能ID0400254を実装している場合の要件である。

## ■修正対象箇所

### ○(別紙2-1)機能・帳票要件

- ・03.【特定健診】健診情報管理: 機能ID0400259、
- ・04.【特定保健指導】対象者管理: 機能ID0400277、0400278
- ・07.【後期高齢者健診】健診情報管理: 機能ID0400289

# #1. 電子カルテ情報共有サービスに伴う対応⑦

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
7	一括参照	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う情報を踏まえた一括参照について	<p>既存の一括参照機能と同等の機能を標準オプション機能として定義。</p> <p>ただし、利用券情報の一括参照機能においては、既存の利用券情報と電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果に基づく利用券情報を合わせて参照する機能を標準オプション機能として定義。</p>

## ■仕様書修正イメージ(一部抜粋)

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
						特定健診システム	特定健診	
3.【特定健診】健診情報管理	3.2.健診結果一括参照機能			0400260	健診ごとに、電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果情報を一覧で確認できること（EUCができること）。	○	○	機能ID0400254を実装している場合の要件である。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
						特定健診システム	特定保健指導	
4.【特定保健指導】対象者管理	4.3.指導対象者一括参照機能			0400281	利用券情報と電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果に基づく利用券情報を比較し、両方に登録されている利用券情報を一覧で確認できること（EUCができること）。 ※1 両者に登録されている保健指導レベル（階層化判定結果）を合わせて確認できること	○	○	機能ID0400253、または機能ID0400254を実装している場合の要件である。 機能ID0400266を実装している場合の要件である。
4.【特定保健指導】対象者管理	4.3.指導対象者一括参照機能			0400282	利用券情報と電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果に基づく利用券情報を比較し、片方のみ登録されている利用券情報を一覧で確認できること（EUCができること）。	○	○	機能ID0400253、または機能ID0400254を実装している場合の要件である。 機能ID0400266を実装している場合の要件である。

## ■修正対象箇所

### ○(別紙2-1)機能・帳票要件

- ・03.【特定健診】健診情報管理： 機能ID0400260、0400261、0400262
- ・04.【特定保健指導】対象者管理： 機能ID0400279、0400280、0400281、0400282
- ・07.【後期高齢者健診】健診情報管理： 機能ID0400290、0400291、0400292

# #1. 電子カルテ情報共有サービスに伴う対応⑧

N O	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
8	帳票出力	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う情報を踏まえた帳票出力について	<p>未受診者勧奨通知、および特定保健指導利用券について、電子カルテ情報共有サービスで取り扱う情報を参照して帳票出力する機能を標準オプション機能として定義。</p> <p>※電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報における特定健診結果通知表については、特定健診等データ管理システムにおいて対象外としていることから、標準仕様書においても対象外としている。</p>

## ■仕様書修正イメージ(一部抜粋)

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
						特定健診システム	特定健診	
3.【特定健診】健診情報管理	3.3.帳票出力機能			0400263	未受診者勧奨通知が出力できること(機能ID0400090に準じて出力)。 ※1 機能ID0400134に加えて電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診受診者を考慮できること。	○	○	機能ID0400254を実装している場合の要件である。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
						特定健診等システム	特定保健指導	
4.【特定保健指導】対象者管理	4.4.帳票出力機能			0400283	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果に基づく特定保健指導利用券を出力できること。 ■帳票詳細要件01,02,03,04■ 特定保健指導利用券(1)_A4 特定保健指導利用券(2)_A4 特定保健指導利用券(1)_はがき 特定保健指導利用券(2)_はがき	○	○	機能ID0400253、または機能ID0400254を実装している場合の要件である。 機能ID0400266を実装している場合の要件である。

## ■修正対象箇所

### ○(別紙2-1)機能・帳票要件

- ・03.【特定健診】健診情報管理： 機能ID0400263
- ・04.【特定保健指導】対象者管理： 機能ID0400283、0400284
- ・07.【後期高齢者健診】健診情報管理： 機能ID0400293

# #1. 電子カルテ情報共有サービスに伴う対応⑨

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
9	特定保健指導対象者抽出	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果を考慮した特定保健指導対象者の抽出について	既存の抽出機能に加えて、電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果を考慮する機能を標準オプション機能として定義。

## ■仕様書修正イメージ(一部抜粋)

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
						特定健診等システム	特定保健指導	
4.【特定保健指導】対象者管理	4.1.指導対象者抽出機能			0400264	機能ID0400135に加えて、以下ができること。 ※1 当該年度および前年度の電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果を参照した抽出ができること ※2 当該年度および前年度の電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果に基づく利用券情報を参照した抽出ができること。 ※3 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果を参照して動機付け支援相当となる対象者を抽出できること。	○	○	機能ID0400253、または機能ID0400254を実装している場合の要件である。 機能ID0400266を実装している場合の要件である。

## ■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

・04.【特定保健指導】対象者管理： 機能ID0400264、0400265

# #1. 電子カルテ情報共有サービスに伴う対応⑩

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
10	利用券整理番号の自動付番	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果を考慮した利用券整理番号の自動付番について	既存の自動付番機能に加えて、電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果を考慮した自動付番機能を標準オプション機能として定義。

## ■仕様書修正イメージ

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
						特定健診等システム	特定保健指導	
4.【特定保健指導】対象者管理	4.2.利用券情報管理機能			0400267	利用券情報登録時、利用券整理番号が自動付番できること。 ※1 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果に基づく利用券情報登録時において、利用券整理番号が自動付番できること ※2 機能ID040014と重複しない形で自動付番できること	○	○	機能ID0400253、または機能ID0400254を実装している場合の要件である。 機能ID0400266を実装している場合の要件である。

## ■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

・04.【特定保健指導】対象者管理： 機能ID0400267

# #1. 電子カルテ情報共有サービスに伴う対応⑪

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
11	階層化判定結果の整合性チェック	通常の健診結果と、電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果での階層化判定結果の整合性チェックについて	左記の整合性チェック機能を標準オプション機能として定義。

## ■仕様書修正イメージ

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
						特定健診等システム	特定保健指導	
4.【特定保健指導】対象者管理	4.2.利用券情報管理機能			0400276	特定健診結果情報と電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診結果情報の階層化判定結果のチェックを行い、判定結果が異なる場合は整合性チェック(エラー・アラート)ができること。	○	○	機能ID0400253、または機能ID0400254を実装している場合の要件である。 機能ID0400286を実装している場合の要件である。  整合性チェック(エラー・アラート)となった場合は、健診結果を正しいデータに修正いただき、再度階層化判定を実施いただく形を想定している。

## ■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

・04.【特定保健指導】対象者管理: 機能ID0400276

# #1. 電子カルテ情報共有サービスに伴う対応⑫

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
12	管理項目	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う情報を踏まえた管理項目について	<p>特定健診等データ管理システムのインターフェースをベースに管理項目を定義。</p> <p>※令和7年10月頃に、特定健診等データ管理システムのインターフェースに、後期高齢者健診の質問票が追加される予定であるため、当該項目を考慮する形で、管理項目を定義。</p>

## ■仕様書修正イメージ(一部抜粋)

電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報 管理項目	エビデンス
市区町村コード	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
健診実施年月日	共同処理業務インターフェース仕様 特定健診結果等情報(電子カルテ特定健診(横展開))ファイル、特定健診結果等情報(電子カルテ事業主健診(横展開))ファイル 「健診実施年月日」
受診券整理番号	共同処理業務インターフェース仕様 特定健診結果等情報(電子カルテ特定健診(横展開))ファイル、特定健診結果等情報(電子カルテ事業主健診(横展開))ファイル 「受診券整理番号」
健診機関コード	共同処理業務インターフェース仕様 特定健診結果等情報(電子カルテ特定健診(横展開))ファイル、特定健診結果等情報(電子カルテ事業主健診(横展開))ファイル 「健診機関コード」
身長	共同処理業務インターフェース仕様 特定健診結果等情報(電子カルテ特定健診(横展開))ファイル、特定健診結果等情報(電子カルテ事業主健診(横展開))ファイル 「身長」
体重	共同処理業務インターフェース仕様 特定健診結果等情報(電子カルテ特定健診(横展開))ファイル、特定健診結果等情報(電子カルテ事業主健診(横展開))ファイル 「体重」
BMI	共同処理業務インターフェース仕様 特定健診結果等情報(電子カルテ特定健診(横展開))ファイル、特定健診結果等情報(電子カルテ事業主健診(横展開))ファイル 「BMI」

## ■修正対象箇所

### ○(別紙2-2)管理項目

- ・03.【特定健診】健診情報管理： 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報
- ・04.【特定保健指導】対象者管理： 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う利用券情報
- ・07.【後期高齢者健診】健診情報管理： 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う後期高齢者健康診査

## #2. 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う様式変更への対応

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	帳票様式の変更	特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.2版)での受診券等の様式変更に伴う標準仕様書への影響について	<p>受診券、および利用券の別紙4帳票レイアウトについて、以下の通り文言を修正。</p> <p>修正前： 詐欺罪として<b>懲役</b>の処分            修正後： 詐欺罪として<b>拘禁刑</b>の処分</p>

### ■仕様書修正イメージ(一部抜粋)

特定健康診査受診上の注意事項	
1.	上記の住所欄に変更がある場合、ご自宅の住所を自署してください。 (特定健康診査受診結果等の送付に用います。)
2.	特定健康診査を受診するときは、この券を窓口へ提出するとともに、以下のいずれかにより保険資格の確認を受けてください。 ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認(受診する施設が対応している場合) ・マイナポータル上の保険資格画面の提示 ・マイナ保険証と資格情報のお知らせの提示 ・資格確認書又は被保険者証
3.	特定健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。
4.	特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者等において保存し、必要に応じて、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。また、この券で受診する追加項目、その他(人間ドック)健診についても同様です。
5.	健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
6.	被保険者の資格が無くなったときは、この券を使用しての受診はできません。すみやかにこの券を保険者等にお返しくください。
7.	不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として <b>拘禁刑</b> の処分を受けることがあります。
8.	この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者等に差し出して訂正を受けてください。

### ■修正対象箇所

#### ○(別紙4)帳票レイアウト

- ・02.【特定健診】対象者管理： 01\_特定健康診査受診券(1)\_A4、03\_特定健康診査受診券(1)\_はがき  
05\_特定健康診査受診券(セット券)(1)\_A4、07\_特定健康診査受診券(セット券)(1)\_はがき
- ・04.【特定保健指導】対象者管理： 01\_特定保健指導利用券(1)\_A4、03\_特定保健指導利用券(1)\_はがき
- ・06.【後期高齢者健診】対象者管理： 01\_後期健康診査受診券(1)\_A4、03\_後期健康診査受診券(1)\_はがき

### #3. データ要件・連携要件標準仕様書との整合に伴う対応

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	基本データリストとの整合	別紙2-2管理項目と基本データリストとの整合について	<p>受診券、および利用券の管理項目について、基本データリストと整合を取り、以下の通り修正。</p> <p>修正前： 発行区分(再発行)、発行区分            修正後： <b>券</b>発行区分(再発行)、<b>券</b>発行区分</p> <p>※基本データリスト内でコード一覧のコード名が帳票発送履歴情報の「発行区分」と重複することから上記の通り修正。</p>

#### ■仕様書修正イメージ(一部抜粋)

受診券情報 管理項目	エビデンス
市区町村コード	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
保険者番号	共同処理業務インターフェース仕様 受診券情報登録データ「保険者番号」、受診券情報登録データ(セット券)「保険者番号」
被保険者証記号	共同処理業務インターフェース仕様 受診券情報登録データ「被保険者証記号」、受診券情報登録データ(セット券)「被保険者証記号」
被保険者証番号	共同処理業務インターフェース仕様 受診券情報登録データ「被保険者証番号」、受診券情報登録データ(セット券)「被保険者証番号」
年度	共同処理業務インターフェース仕様 受診券情報登録データ「年度」、受診券情報登録データ(セット券)「年度」
<b>券</b> 発行区分(再発行)	共同処理業務インターフェース仕様 受診券情報登録データ「発行区分」、受診券情報登録データ(セット券)「発行区分」
<b>券</b> 発行区分	共同処理業務インターフェース仕様 特定健診結果等情報作成抽出(受診券情報)ファイル「発行区分」、特定健診結果等情報作成抽出(受診券情報)ファイル(セット券)「発行区分」
受診券整理番号	共同処理業務インターフェース仕様 受診券情報登録データ「受診券整理番号」、受診券情報登録データ(セット券)「受診券整理番号」、受診券発行対象者抽出ファイル「受診券整理番号」、受診券(セット券)発行対象者抽出ファイル「受診券整理番号」

#### ■修正対象箇所

##### ○(別紙2-2)管理項目

- 02.【特定健診】対象者管理： 受診券情報
- 04.【特定保健指導】対象者管理： 利用券情報
- 06.【後期高齢者健診】対象者管理： 受診券情報

## #4. その他、事務局で検知した内容①

No	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	サブユニット間の連携機能に関する整合	サブユニット間の連携機能における機能ID0400013と機能ID0400014の整合について	<p>機能ID0400013と機能ID0400014の整合を取る形で、機能ID0400013の特定健診等システムの実装区分を、実装不可から標準オプション機能に修正。</p> <p>※データ要件・連携要件標準仕様書における機能別連携仕様とも整合。</p>

### ■仕様書修正イメージ

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分				要件の考え方・理由
						特定健診等システム	特定健診	特定保健指導	後期高齢者健	
1. 特定健診等共通	1.1. 他システム連携			0400013	特定保健指導サブユニットに特定健診情報を提供する。 ※1 連携頻度は日次・月次とする ※2 住登外者の特定健診情報も連携できること。 【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_03.【特定健診】健診情報管理」[健診実施情報]参照	○	○	×	×	特定保健指導をサブユニットとした場合の要件である。

### ■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

・01.特定健診等共通: 機能ID0400013

## #4. その他、事務局で検知した内容②

N O	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
2	質問票のシステム印字項目	特定健康診査質問票、および後期高齢者健康診査質問票に関する、帳票レイアウトとシステム印字項目の差異について	帳票レイアウトに合わせて、特定健康診査質問票のシステム印字項目として「保険者番号」、後期高齢者健康診査質問票のシステム印字項目として「保険者番号」「市町村(区)」を追加。

### ■仕様書修正イメージ

#### 帳票詳細要件 (09)

業務	02.【特定健診】対象者管理	帳票ID	0400011		
帳票名称	09. 特定健康診査質問票				
通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
1	保険者番号	●			パラメータなどにより初期設定が行えること
2	保険者名	●			パラメータなどにより初期設定が行えること

#### 帳票詳細要件 (05)

業務	06.【後期高齢者健診】対象者管理	帳票ID	0400021		
帳票名称	05. 後期高齢者健康診査質問票				
通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
1	保険者番号	●			パラメータなどにより初期設定が行えること
2	保険者名	●			パラメータなどにより初期設定が行えること
3	市町村(区)	●			パラメータなどにより初期設定が行えること

### ■修正対象箇所

#### ○(別紙3)帳票詳細要件

- ・02.【特定健診】対象者管理： 09. 特定健康診査質問票
- ・06.【後期高齢者健診】対象者管理： 05. 後期高齢者健康診査質問票